

## マイナンバーカード出張申請受付のご案内

### 1. 対象団体

- (1) 辰野町内に事業所を置く企業
- (2) 辰野町内の地域団体等（町内会、婦人会、公民館等）
- (3) その他町長が必要と認める者

### 2. 実施日時

令和2年 7月15日より実施

開庁日の午前9時から午後5時（それ以外の時間帯、休日等の実施については応相談）

### 3. 申込み条件

- (1) 対象団体からマイナンバーカード出張申請受付申込書（別添）が提出されること
- (2) 申請希望者がおおむね5名以上見込まれること。
- (3) 申請団体会場及び机、いす等の備品の準備と片付けを行うこと
- (4) 申請希望者の氏名・住所・生年月日を記入した、マイナンバーカード出張申請受付申請者名簿（別添）を 事前提出できること
- (5) 町が用意するタブレット端末・コピー機等の電源を会場内で確保できること
- (6) 申込み団体内での取りまとめ、周知・広報等を自身で行うこと  
特に下記の点を知らせることができること
  - ・日時、会場
  - ・申請時に持参する書類
  - ・4に定める、マイナンバーカードの交付申請可能な方の条件

### 4. マイナンバーカードの交付申請可能な方の条件

次のすべての条件を満たすものであること

- (1) 申請者本人（15歳未満の方および成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場に来ることができること
- (2) 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- (3) 以下の書類を持参できること
  - (ア) 通知カード又は※個人番号通知書
    - ※出生等により令和2年5月25日以降に個人番号が付番された方は通知カードの代わりに個人番号通知書が自宅に送られます。
  - (イ) 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書
  - (ウ) 暗証番号設定依頼書
  - (エ) 6に定める本人確認書類（原本）及び写し
  - (オ) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- (4) マイナンバーカードを郵送で受け取る場合、「本人限定受取郵便」での受け取りができること  
※転送不要郵便で送付するため、郵便局の転送サービスをご利用の方は受取ができません。

## 5. 申請方法と実施手順

- (1) 実施希望日の15日前までに「マイナンバーカード出張申請受付申込書（別添）」に必要事項を記入し、住民税務課へ提出（電子メール、郵送、FAX可）してください。
- (2) 町役場から申し込み団体へ実施の可否・日程調整等の連絡を行います。
- (3) 実施日の10日前までに「マイナンバーカード出張申請受付申請者名簿（別添）」を提出してください。
- (4) マイナンバーカードの受け取りは、申し込み団体の指定する場所へ町職員が持参、または申請者の住民票記載の住所へ本人限定受取郵便で送付します。  
※辰野町外の方は「本人限定受取郵便」での受け取りのみです。

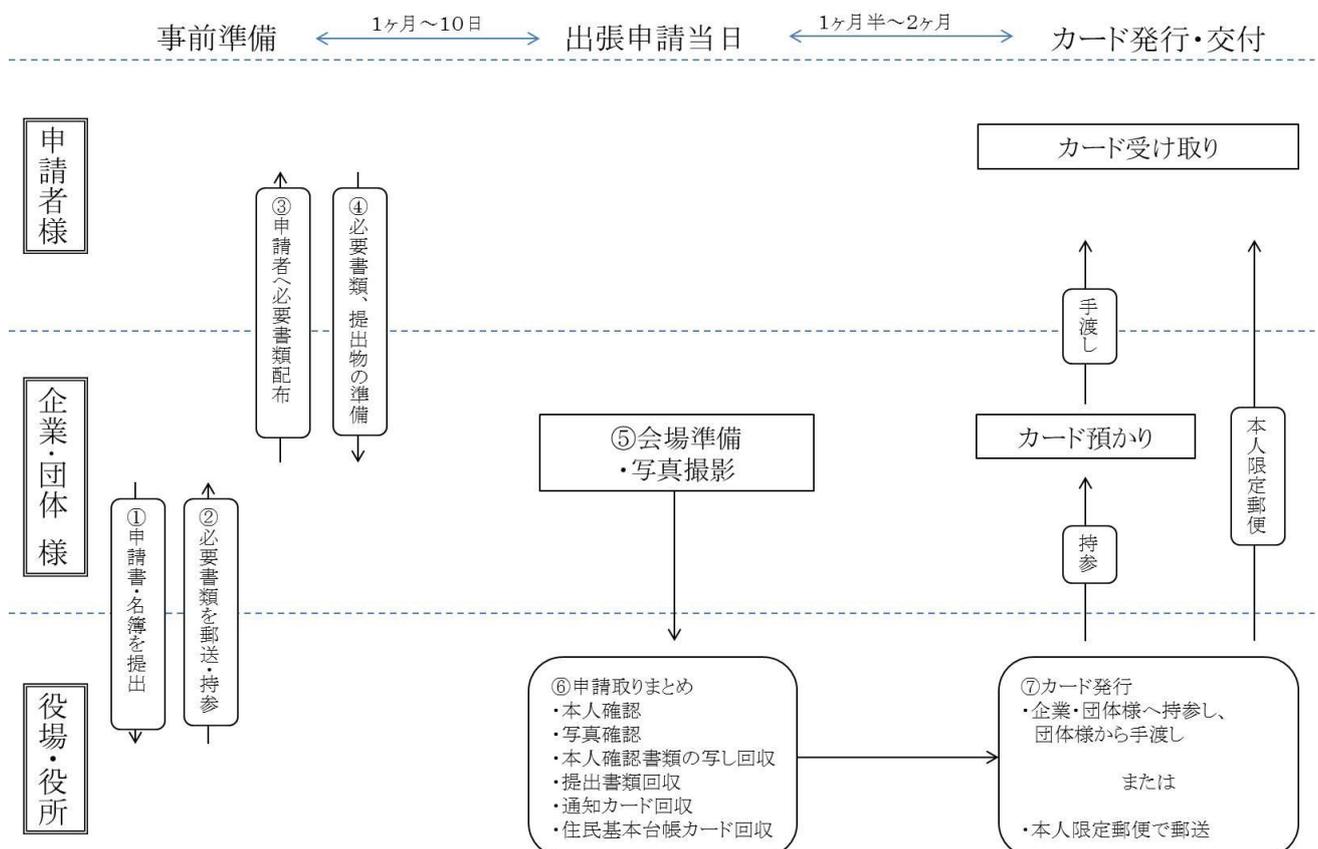
## 6. 本人確認書類及び写し（下記（1）～（3）のうちいずれか）

- (1) 下記A書類2点
- (2) 下記A書類1点およびB書類1点
- (3) 通知カード返納（必須）のうえ、B書類2点

※通知カードを紛失された方で、Bの書類しかお持ちでない方は、別途送付する照会回答書をカード申請の際、持参していただく必要があります。

|   |  |
|---|--|
| A | 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券、住民基本台帳カード(写真つき)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 等 |
| B | 健康保険証、介護保険被保険者証、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)、生活保護受給者証、預金通帳（氏名住所が記載されているもの）、学生証 等                     |

## 7. 申請の流れ



## 8. その他

申し込みにあたり、以下の点について予めご了承ください。

- ・ 申し込み順に対応させていただきますので、申し込み多数の場合は実施までに時間を要する場合があります。
- ・ マイナンバーカードの申請からお渡しまで1ヶ月半～2ヶ月程度を見込んでいますが、申請件数が大幅に増加した場合、さらに時間を要する場合があります。